

ギュっとラーニング



～支援者向けオンデマンド研修教材～

※本研修教材の無断使用・転載・コピー・引用等は禁止します。

犯罪被害者等基本法

(平成16年法律第161号)

警 察 庁 長 官 官 房
犯罪被害者等施策推進課



警察庁
National Police Agency

本講義の内容

- 犯罪被害者等基本法の制定
- 犯罪被害者等基本法の概要

犯罪被害者等基本法の制定

制定の経緯

〔基本法までの施策の展開〕

- 昭和30年代の自動車損害賠償法の制定、刑法等での証人保護のための規定の新設
- 昭和55年の犯罪被害者等給付金支給法の制定（犯罪被害給付制度の創設）
- 平成8年以降の警察による総合的支援施策
- 平成12年の刑事手続における配慮・保護を規定した「犯罪被害者等保護二法」の制定 等



〔犯罪被害者等からは依然として不満の声〕

- 経済的支援が不足
 - 刑事手続での扱いに不満
 - 二次的被害（配慮に欠けた対応をされることで副次的に受ける精神的被害）の訴え
 - 民間を含めた支援体制が不十分
 - 医療・福祉サービスの不足
 - 国民の理解が不足
- 等、**依然として、犯罪被害者等の置かれた状況は深刻**



〔基本法制定〕

- 平成16年2月～政府与党内での検討 → 議員立法
- 平成16年12月、**犯罪被害者等基本法の成立**（17年4月1日施行）

3

犯罪被害者等基本法の概要

目的・定義

〔目的（第1条）〕

犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする

〔定義（第2条）〕

- **犯罪等**（第1項）
犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為
- **犯罪被害者等**（第2項）
犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族
- **犯罪被害者等のための施策（犯罪被害者等施策）**（第3項）
犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及びその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策

4

犯罪被害者等基本法の概要

基本理念

〔基本理念(第3条)〕

- すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する（第1項）
- 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする（第2項）
- 犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする（第3項）

5

犯罪被害者等基本法の概要

国、地方公共団体等の責務、連携協力

〔国の責務(第4条)〕

基本理念にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定・実施

〔地方公共団体の責務(第5条)〕

基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定・実施

〔国民の責務(第6条)〕

犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害さない配慮、施策への協力

〔連携協力(第7条)〕

国、地方公共団体、関係機関、民間支援団体等の連携協力

6

犯罪被害者等基本法の概要

基本的施策

- 相談及び情報の提供等（第11条）
- 損害賠償の請求についての援助等（第12条）
- 給付金の支給に係る制度の充実等（第13条）
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第14条）
- 安全の確保（第15条）
- 居住の安定（第16条）
- 雇用の安定（第17条）
- 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（第18条）
- 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（第19条）
- 国民の理解の増進（第20条）
- 調査研究の推進等（第21条）
- 民間の団体に対する援助（第22条）
- 意見の反映及び透明性の確保（第23条）

7

犯罪被害者等基本法の概要

推進体制

【犯罪被害者等基本計画(第8条)】

政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（犯罪被害者等基本計画）を定めなければならない

= 総合的かつ長期的に講ずべき施策の大綱等

【年次報告(第10条)】

犯罪被害者白書

各府省庁

基本計画に基づき施策を実施

閣議

【犯罪被害者等施策推進会議】

（第24～29条）

- 会長：内閣総理大臣
- 委員（10人以内）
 - ・ 国家公安委員会委員長
 - ・ 内閣総理大臣が指定する国務大臣
 - ・ 内閣総理大臣が任命する有識者

- ・ 基本計画の案の作成
- ・ その他重要事項の審議

- ・ 施策の推進
- ・ 施策の実施状況の検証・評価等

8

ご視聴ありがとうございました。



警察庁
National Police Agency